

岩手海区漁場計画（変更素案）

1 漁業権に関する事項

(1) ～ (178) 略

(179) 公示番号 一区第222号

- ア 漁場の位置 釜石市大字釜石泉浜地先（泉浜沖）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア点 北緯 39 度 15.881 分、東経 141 度 55.339 分
- イ点 北緯 39 度 15.860 分、東経 141 度 55.334 分
- ウ点 北緯 39 度 15.718 分、東経 141 度 55.524 分
- エ点 北緯 39 度 15.676 分、東経 141 度 55.495 分
- オ点 北緯 39 度 15.823 分、東経 141 度 55.066 分
- カ点 北緯 39 度 15.921 分、東経 141 度 55.119 分
- キ点 北緯 39 度 15.937 分、東経 141 度 55.168 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1 月 1 日から12月31日まで
	さけ・ます小割式養殖業	〃

- エ 存続期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 8 月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）
- キ 条件
- （ア） 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。
- （イ） エ点及びオ点の各点並びにエ点とオ点の各点を結ぶ直線の間接点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 3 メートル以上の高さに設置しなければならない。

(180) ～ (277) 略

(278) 公示番号 定第204号

- ア 漁場の位置 釜石市箱崎町細浦地先（秋三丁目）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分
- イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分
- ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分
- エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9 月 1 日から翌年 2 月末日まで

- エ 存続期間 令和 6 年 3 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 日まで
- オ 条件
- （ア） 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。
- （イ） さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

らない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 漁業の免許予定日 令和6年3月1日

キ 申請期間 令和5年10月4日から令和6年1月15日まで

(279) 略

(280) 公示番号 定第206号 削除

(281) ～ (284) 略

(285) 公示番号 定第211号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田小松浜地先 (小松)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.587分、東経141度57.474分

イ点 北緯39度14.463分、東経141度58.048分

ウ点 北緯39度14.427分、東経141度58.098分

エ点 北緯39度14.173分、東経141度57.791分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和8年4月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(286) ～ (308) 略

(309) 公示番号 定第214号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町細浦地先 (三丁目)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分

イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分

ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分

エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和8年5月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(310) 公示番号 定第215号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島地先（三貫）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.544分、東経141度58.887分

イ点 北緯39度18.799分、東経141度59.021分

ウ点 北緯39度18.775分、東経141度59.510分

エ点 北緯39度18.464分、東経141度59.143分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和8年4月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし

3 漁業の免許予定日等

(1) 免許予定日

ア 1 (179) 公示番号 一区第222号、(285) 公示番号 定第211号及び(310) 公示番号 定第215号 令和8年4月1日

イ 1 (309) 公示番号 定第214号 令和8年5月1日

(2) 申請期間 未定